

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

① 甚大な浸水災害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

これまで甚大な浸水被害を受けた万之瀬川・新川等の浸水被害を防止するとともに、近年の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化に備えて、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である

「流域治水」を計画的に推進します。

また、近年大規模な豪雨災害を受けた地域での激特・特定緊急事業等をはじめ、土砂災害の犠牲者となりやすい自力避難が困難な高齢者・児童等が利用している老人福祉施設・病院・保育所等における土砂災害を防止する砂防事業等を推進します。

② 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

河川断面が著しく阻害されるなど、治水上緊急性が高い寄洲を除去することにより、ゲリラ豪雨や台風などによる河川の氾濫を未然に防止するとともに、護岸前面の河床の異常な浸食を防止し護岸の長寿命化を図ります。

現地確認を行い、流下能力や背後地の状況等を勘案し、寄洲を除去します。

③ 人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区等の整備

天然現象により発生した林地崩壊地等で、直接下流に被害を及ぼすおそれのある箇所や山腹崩壊、土石流対策等の総合的な対策を緊急に講ずる必要のある地域において、治山施設の整備を推進します。

④ 人家や農地に大きな被害を及ぼすおそれのある、農業用ため池やシラス地帯の排水施設の整備

農業用ため池の決壊やシラス地帯の農地の侵食崩壊により、農地や人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある地域において、緊急に対策を講ずる必要のあるシラス対策事業等を推進します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

- ⑤ **公益的機能を維持増進させるための間伐及び再造林の実施による森林の整備**
水源のかん養や山地災害防止などの公益的機能を有する森林は、県民生活に不可欠な公共財産の一つとして位置づけられ、これらの機能を持続的に発揮させる観点から造林補助事業による森林整備を実施しています。特に、スギ・ヒノキの人工林における計画的な間伐や主伐後の確実な再造林の実施により、多様で健全な森林づくりを推進します。
- ⑥ **大規模地震後においても、流通・生産拠点の機能を確保する漁港の耐震対策の整備**
機能診断の結果に基づき、漁港施設の耐震対策を行います。

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

- ① **災害発生時においても、主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策**
避難救援に資する道路網を確保するため、耐震補強の必要性が高い橋梁の震災対策を推進します。道路防災点検における要対策箇所や新たに把握された災害リスク等、豪雨や台風等で交通途絶・集落孤立の恐れがある箇所について、道路法面や盛土等の災害防止対策を推進します。
- ② **台風や季節風時において、漁船が安心して避難できる漁港の整備**
離島漁港のうち、漁船の避難上特に重要な第4種漁港において、台風時等における安全な係留を確保するため、緊急性の高い漁港の防波堤整備を推進します。
- ③ **警戒避難体制を支援する防災情報の提供**
施設には限界があり施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するという水防災意識の再構築を目指した浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定及びマスコミ等への迅速な防災情報提供による市町村等の円滑・的確な防災活動や警戒避難体制づくりへの支援を推進します。

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

社会資本の長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行います。

「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業の位置図

【県内全域】

造林補助事業
(県内の地域森林計画対象林)

県単河川等防災事業
(河川の奇洲除去・県内全域)

【県内全域】

ソフト対策推進事業
(土砂災害警戒区域等の指定・県内全域)
(河川水位、雨量等の情報提供システム・県内全域)
(洪水浸水想定区域図の作成・県内全域)

【県内全域】

長寿命化対策 (道路施設)
(砂防施設)
(港湾施設)
(空港施設)
(土地改良施設)
(漁港施設)
(河川施設)
(海岸施設)

始良・伊佐地域振興局管内

- ・河川事業 (市山川外1箇所)
- ・砂防事業 (木之下川外3箇所)
- ・地すべり事業 (日木山地区外1箇所)
- ・治山事業 (霧島市国分上之段倉ヶ宇都外4箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (川西地区外9箇所)

北薩地域振興局管内

- ・砂防事業 (原西川外8箇所)
- ・急傾斜事業 (屋地1地区外5箇所)
- ・地すべり事業 (吉野山地区)
- ・治山事業 (阿久根市山下治次郎外2箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (大坪地区外6箇所)

例示③

復旧治山事業
(鹿屋市古江町新道)

例示④

農地保全整備事業
(第二甫木地区)

大隅地域振興局管内

- ・河川事業 (雄川外1箇所)
- ・砂防事業 (深港川2外12箇所)
- ・急傾斜事業 (小牧1地区外5箇所)
- ・治山事業 (鹿屋市古江町新道外6箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (第二甫木区外5箇所)

例示①
都市河川改修事業 (新川)

鹿兒島港

志布志港

名瀬港

例示②

総合流域防災事業
(住用川)

三島村

十島村

南薩地域振興局管内

- ・河川事業 (万之瀬川外1箇所)
- ・砂防事業 (久志川外6箇所)
- ・急傾斜事業 (郡1地区)
- ・地すべり事業 (平崎地区)
- ・治山事業 (指宿市池田古巣外1箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (亀銅地区外7箇所)

例示⑤
機能強化事業 (古仁屋漁港)

西之表港

熊毛支庁管内

- ・河川事業 (甲女川)
- ・砂防事業 (岳之田7外2箇所)
- ・急傾斜事業 (西町2地区)
- ・治山事業 (屋久島町原前嶽外1箇所)
- ・漁港事業 (口永良部漁港)
- ・農村地域防災減災事業 (南種地区外1箇所)

大島支庁管内

- ・河川事業 (住用川外1箇所)
- ・砂防事業 (屋万田原1外14箇所)
- ・地すべり事業 (浦地区外2箇所)
- ・急傾斜事業 (安勝5地区外8箇所)
- ・治山事業 (奄美市住用町市アラマタ外4箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (知名地区外5箇所)

鹿兒島地域振興局管内

- ・河川事業 (新川外4箇所)
- ・砂防事業 (永田平川外3箇所)
- ・急傾斜事業 (中福良4地区外2箇所)
- ・治山事業 (日置市東市来町長里大根城外1箇所)
- ・農村地域防災減災事業 (郡山地区外7箇所)

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

- ① 甚大な浸水被害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

二級河川 新川

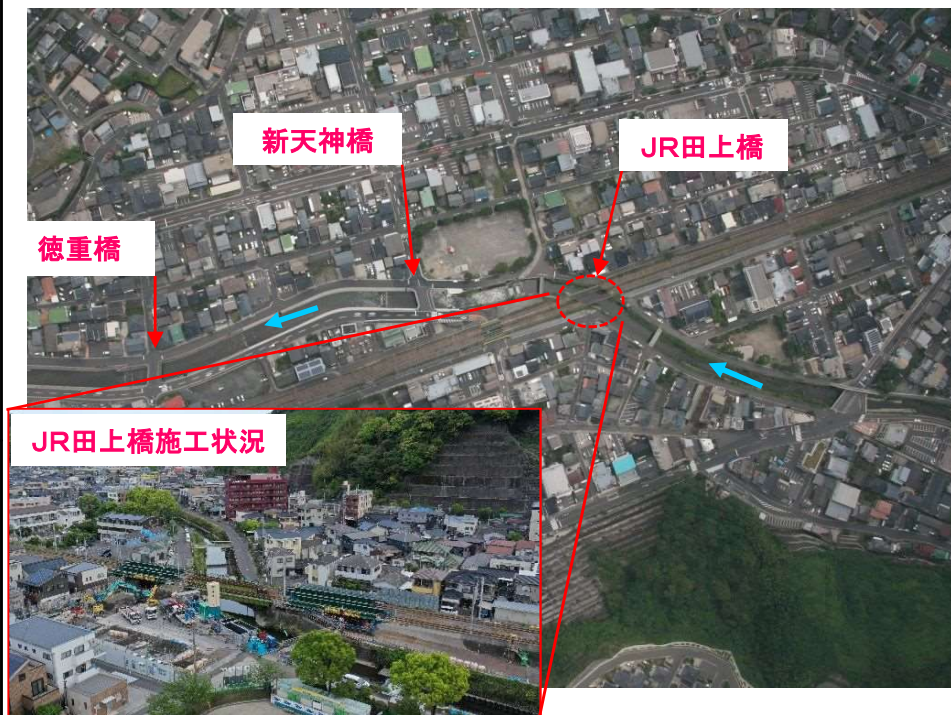
都市河川改修事業

【概要】

- ◇新川は、鹿児島市松元町石谷に源を発し、鹿児島市街地を貫流して鹿児島湾に至る流域面積約19km²、流路延長約13kmの二級河川です。
- ◇このうち、河口から大峯橋までの区間(延長6,850m)については河川改修の全体計画を策定し、流下能力の向上を図ることとしています。
- ◇これまでに、河口から新天神橋付近までの河道拡幅工事が概成しており、新天神橋から上流区間について、河道拡幅及び護岸などの整備を進め、床上浸水被害の軽減を図ることとしています。

【整備効果】

- 災害に強い安全な県土の形成
新川の整備を実施することにより、床上浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。



【令和5年度の整備目標】

JR田上橋の改築を進めます。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

- ① 甚大な浸水被害や土砂災害を受けた地域及び自力避難が困難な高齢者等が利用する老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

二級河川 住用川

総合流域防災事業

【概要】

- ◇住用川は、大島郡大和村小川岳に源を発し、東シナ海に注ぐ流域面積48.5km²、流路延15.5kmの二級河川です。
- ◇平成22年10月集中豪雨、平成24年9月台風17号により、住用川では人的被害、甚大な住宅浸水被害が発生しました。
- ◇平成23年度から住用川の河道掘削、築堤、護岸、橋梁改築等の整備に着手しており、河口から稲袋橋上流までの区間（2,700m）について流下能力の増大を図ります。
- ◇有識者や地元住民等の意見を反映しながら、リュウキュウアユやマングローブ群落に配慮した河川改修を行っています。

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成

住用川の整備を実施することにより、浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。



【令和5年度の整備目標】

旧橋撤去、旧堤防の掘削等の整備を行い、流下能力の向上を図ります。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備
 ② 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

寄洲除去

県単河川等防災事業

【概要】

◇寄洲除去は、河川の氾濫を未然に防止するための重要な対策であることから、河川断面が著しく阻害されるなど、治水上、緊急性の高い箇所から、順次、実施しています。

◇令和2年度からは、緊急浚渫推進事業債の活用により、予算を大幅に増額し、寄洲除去など河川の維持管理に積極的に取り組んでいます。

【令和5年度の整備目標】

寄洲除去を213箇所実施します。

【整備効果】

●災害に強い安全な県土の形成
 寄洲除去を実施することにより、浸水被害を軽減し、人命・財産を守ります。

■思川（始良市）
寄洲除去前



寄洲除去後



(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

③ 人家等に大きな被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区等の整備

鹿屋市 古江町 新道 地内

復旧治山事業

【概要】

◇当地区は、森林内の溪流の縦横浸食が進行し、山腹の拡大崩壊や土石流の恐れがあるため、下流の集落等への被害が懸念されています。

◇このため、荒廃した溪流や山腹を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、復旧治山事業を進めています。

◇事業概要

治山ダム工 1基
山腹工 0.60ha
(事業計画 R3~R8の予定)

【事業効果】

◇事業を実施することにより、荒廃山地が整備され県民の生命と財産を守り、強靱な県土づくりが図られます。



荒廃状況

【令和5年度の整備目標】

荒廃した溪流や山腹の復旧整備を図るため、山腹工0.10haの整備を実施します。



完成イメージ

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

③ 人家や農地に大きな被害を及ぼす恐れのある、ため池やシラス地帯の排水施設の整備

第二甫木地区

農地保全整備事業

【概要】

◇ 本地区は台地上の排水施設の整備が不十分なため、集中豪雨等による農地侵食や台地周辺の法面崩壊、路面の洗掘がたびたび発生していることから、台地から下流域までの水路の整備を図ります。

【事業の概要】

事業内容：排水路整備
延長：8,365m

【令和5年度の整備目標】

□ 下流域から台地上の農地に至る排水路の整備を実施することで、農地侵食等の被害の未然防止を図ります。

【事業効果】

- 農地侵食の防止
保水性に乏しく、降雨による侵食を受けやすいシラス地帯において、排水路の整備を行うことで農地侵食や湛水被害の防止が図られます。

【排水路整備前】



【排水路整備後】



排水路を整備により湛水被害が解消

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

⑤ 公益的機能を維持増進させるための間伐及び再造林の実施による森林の整備

県内の地域森林計画対象林

造林補助事業

【概要】

◇森林の役割

森林は県土の65%を占めており、安心・安全な県民の生活を守る上で森林の有する水源かん養や山地災害防止などの公益的機能は大きな役割を果たしています。

これらの機能は健全な森林により発揮されます。

◇事業概要

造林補助事業は、多種多様な森林施業を通じて、こうした機能を高度に発揮させる事業であり、森林所有者等が行う森林整備に要する経費の一部を助成します。

◇森林整備（間伐及び再造林）の実施

森林の有する水源かん養機能をはじめとする公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、喫緊の課題である間伐及び再造林を「重点事業」として位置づけ、優先的に実施します。

【令和5年度の整備目標】

森林施業の集約化を進め、路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りながら、計画的な間伐や再造林等を実施します。

【整備効果】

●森林の有する公益的機能の高度発揮

間伐及び再造林の実施により、多様で健全な森林を育成することで、水源かん養や山地災害防止などの公益的機能の向上が図られます。

●地球温暖化防止への貢献

森林の二酸化炭素の吸収固定機能が増進することにより、地球温暖化の防止に繋がります。



(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 災害の発生防止に資する施設の整備

⑥ 大規模地震後においても、流通・生産拠点の機能を確保する漁港の耐震対策の整備

第4種漁港 古仁屋漁港

漁港施設機能強化事業

【概要】

◇本漁港は、地元の漁業者の基地港として、また、古くから周辺海域で操業する漁船等の避難港として利用されています。

鹿児島市から奄美群島を結ぶ定期船及び町内離島を結ぶ定期船が本漁港へ寄港し、物流及び観光客等の拠点となる役割も担っています。

◇漁港施設の耐震機能診断を実施したところ、-7.5m岸壁等において、耐震・耐津波性能が確保されていないことが判明したため、耐震・耐津波化の工事を実施します。

また、これらの係留施設を防護している防波堤等については耐波性能が確保されていないため、耐浪化の工事を実施します。

【令和5年度の整備目標】

防波堤の耐波対策、-4.0m岸壁の耐震対策を推進します。

【整備効果】

- 7.5m岸壁における耐震・耐津波性能の確保
大規模地震後も定期船の利用を可能とし、島民の生活と産業の安定を確保します。



(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

① 災害発生時においても、主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策

県管理道路

道路災害防除事業・道路補修事業

【概要】

[道路法面等の防災対策]

◇ 道路防災総点検における要対策箇所や新たに把握された災害リスク等、豪雨や台風等で交通途絶・集落孤立の恐れがある箇所について、道路法面や盛土等の災害防止対策を推進します。

[橋梁耐震補強]

◇ 避難救援に資する道路網を確保するため、耐震補強の必要性が高い橋梁の震災対策を推進します。

【令和5年度の整備目標】

災害発生時における主要防災拠点間の道路網を確保するため、道路法面等の防災対策や橋梁耐震補強を推進します。

【整備効果事例】

●災害に強い道路ネットワークの形成

[道路法面等の防災対策]



落石防護柵が崩土を捕捉し、通行止めを阻止

[橋梁耐震補強]



【落橋防止構造】



【橋脚の巻立て】

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

イ 円滑な避難救援体制に資する施設やソフト整備

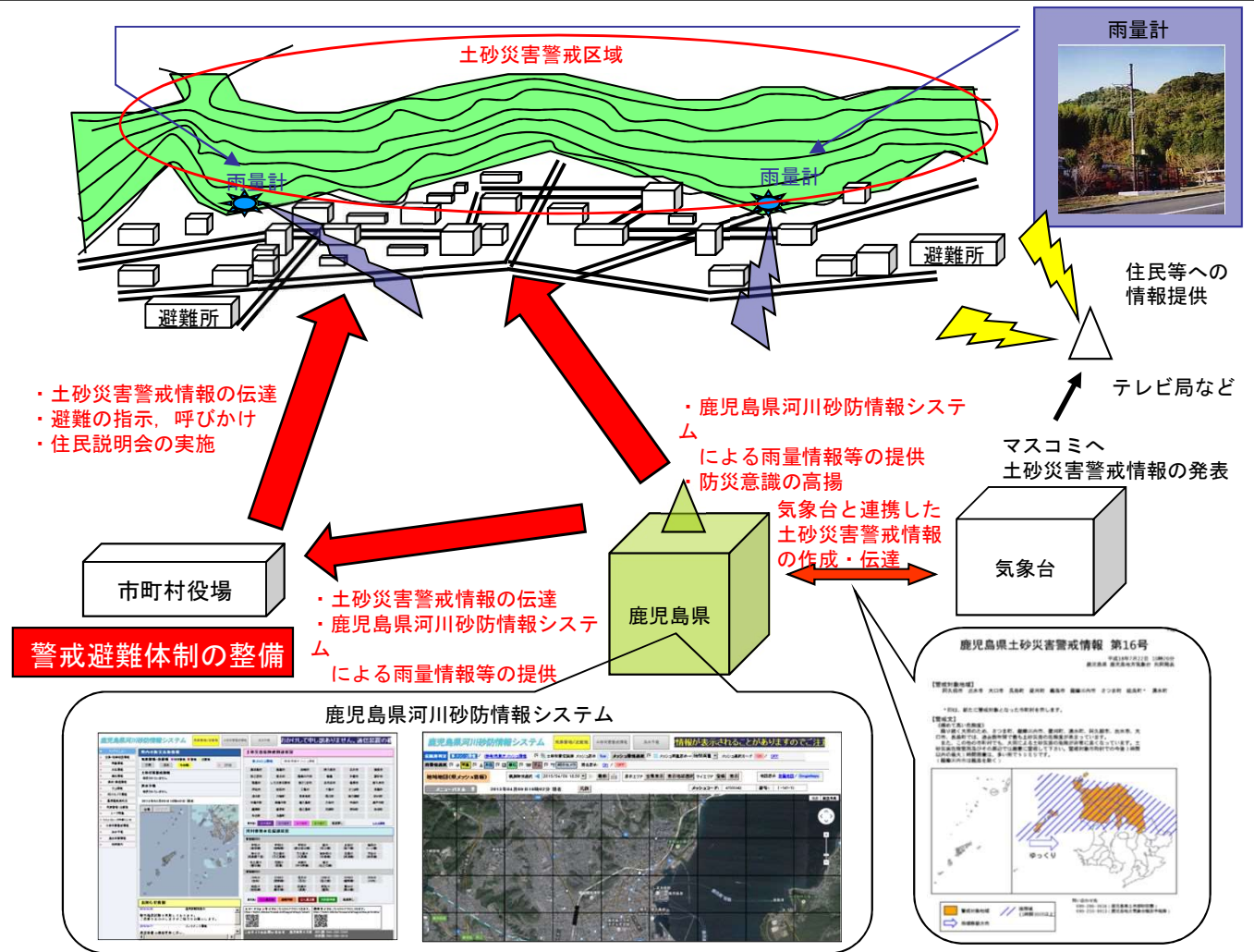
③ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供（土砂災害時における警戒避難体制の整備支援）

本県では、土砂災害による人的被害を未然に防止できるよう、土砂災害に関する情報の提供及び共有化を推進し、避難体制の強化を図ります。

平成17年9月には、全国に先駆けて『土砂災害警戒情報』の運用を開始し、発表時にはテレビ等でも報道されています。

また、これまでの県庁HPのシステムを更に使い勝手よくリニューアルした『鹿児島県河川砂防情報システム』を平成27年4月23日より運用開始し防災情報を提供しています。

今後も、自主避難の判断材料となる情報の提供を行っていくと共に、県民の防災意識の高揚に向けた啓発活動を行っていきます。



【令和5年度の実施内容】

自主避難の判断材料となる情報の提供並びに防災意識の高揚のための啓発活動等を行います。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ソフト対策の取組 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害（がけ崩れ，土石流，地すべり）から県民の生命及び身体を守るため，土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし，危険の周知，警戒避難体制の整備，特定開発行為の制限などを目的に「**土砂災害警戒区域**」，「**土砂災害特別警戒区域**」を指定します。

令和元年度末において県内全域で一通りの調査が完了し，令和5年度から高精度な地形情報を用いて抽出した基礎調査予定箇所について区域指定を進めており，引き続き，警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進しています。

土砂災害防止法に基づき，2種類の区域を指定します。 **土砂災害警戒区域：23,336箇所** **土砂災害特別警戒区域：19,961箇所**（令和5年5月19日時点）

<p>基礎調査の実施 土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質，土地の利用状況などを調査します。</p>	<p>土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害のおそれがある区域（法第7条）</p> <p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 建物が破壊され，住民に大きな被害が生じるおそれのある区域（法第9条）</p>	<p>【土砂災害警戒区域に指定されると】</p> <p>【警戒避難体制の整備】 土砂災害から生命を守るため，災害情報の伝達や警戒避難体制の整備が図られます。</p> <hr/> <p>【土砂災害特別警戒区域に指定されると】</p> <p>【建築物の構造規制】 作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。</p> <p>【特定開発行為に対する許可制】 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は，許可が必要になります。</p> <p>【建築物の移転勧告】 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し，移転等の勧告が図られます。</p>
<p>がけ崩れ</p> <p>※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象</p>	<p>土石流</p> <p>※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象</p>	
<p>地すべり</p> <p>※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象</p>		

【令和5年度の実施内容】
土砂災害警戒区域等の指定を進め，引き続き，警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（道路）

県管理道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物等、舗装）

道路補修事業

【概要】

◇ 急速に進展する道路施設の老朽化に対し、老朽化に伴う事故や機能の低下を回避し、またライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、定期点検等により確認された早期に措置が必要な施設の修繕を優先的に実施し、予防保全型の道路メンテナンスへの早期転換を目指します。

■橋梁



鉄筋露出・破断

■トンネル



ひび割れからの漏水

【整備効果事例】

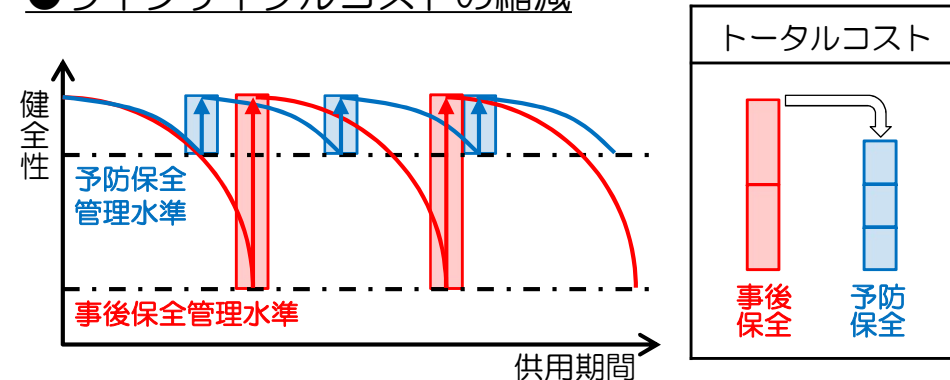
●道路交通の安全やサービス水準の確保



修繕前

修繕後

●ライフサイクルコストの縮減



トータルコスト

事後保全

予防保全

【令和5年度の整備目標】

各施設の長寿命化修繕計画に基づき、早期に措置が必要な施設の修繕を優先的に実施します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（砂防）

砂防関係施設

- ・砂防施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・地すべり防止施設

【概要】

◇ 既存の砂防関係施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、計画的に維持・修繕・改築・更新等の対策を実施します。



【令和5年度の整備目標】

砂防関係施設の計画的な老朽化対策のため、ライフサイクルコストの縮減を考慮した長寿命化計画の策定に着手します。

砂防メンテナンス事業（砂防堰堤の例）

【整備効果】

ライフサイクルコストの縮減を考慮した長寿命化計画の策定・変更をおこない、老朽化対策が必要な施設について長寿命化計画に基づいて対策を実施することにより、施設機能の確保を図ります。

- 既存の砂防堰堤にコンクリート腹付（補強）を施すことによる安全性の向上



(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

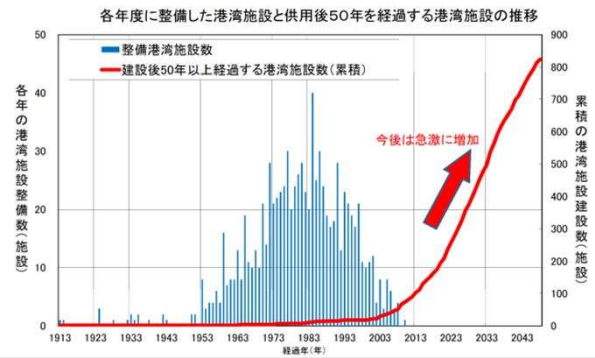
ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

重要港湾，地方港湾

(長寿命化対策)

【概要】

◇ 既存港湾施設の老朽化が進む中，将来にわたりその機能を発揮できるよう予防保全的な維持管理の考え方を踏まえ，計画的，総合的に港湾施設の老朽化対策を実施します。



【整備効果】

- 長期的視点に立った維持管理を行うことで，効果的・効率的な施設の維持・更新が図られます。
- 港湾施設の老朽化対策により安全性の向上が図られます。



(鋼矢板の孔食が発生)



(孔食箇所から裏埋土流出)



護岸水叩き部の陥没

【令和5年度の整備目標】

□ 策定した維持管理計画に基づく適切な維持管理を行うとともに，施設の重要性，老朽化の状況などを総合的に判断して優先度を定めた予防保全の取り組みを推進します。



このような老朽化による事故を防ぐために…

鋼材表面を腐食の環境因子から遮断する被覆防食工を実施

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

県管理空港（7空港）

（種子島・屋久島・奄美・喜界・徳之島・沖永良部・与論）

空港整備事業（老朽化対策）

【概要】

- ◇ 航空機の安全運航を確保するため、既存空港の施設の機能保持に重点化を図り、老朽化した施設の更新・改良を、計画的に実施します。

【整備効果】

- 空港施設の老朽化対策により、航空機の運航に対する安全性や安定性等を確保します。



【令和5年度の整備目標】

策定した維持管理・更新計画に基づき、老朽化の著しい施設の更新・改良を実施します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

土地改良施設（ダム、揚排水機場、農道等）

（長寿命化対策）

【概要】

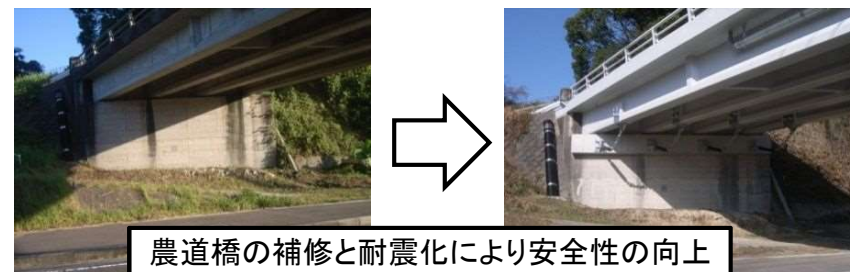
◇ 安定的な農業生産を支える土地改良施設の老朽化が進み、今後、補修や更新に要する費用が増加することが予想されます。

よって、長期的なライフサイクルコストの縮減や、将来にわたり施設の機能を維持するため、点検・診断結果等に基づき、計画的に土地改良施設の老朽化対策を実施します。



【整備効果】

- 全面的な改築，更新に代えて，劣化の状況に応じた補修等の整備を計画的に進めることで，効率的に施設の長寿命化が図られます。
- 土地改良施設の長寿命化対策により食料供給力を確保します。



【令和5年度の整備目標】

□ これまで造成された土地改良施設の戦略的保全管理に向け、点検・診断結果等のデータの蓄積・共有を進めつつ、各施設の長寿命化計画に基づき、適時適切な保全対策を推進します。

(4) 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ウ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策（漁港）

県管理漁港

（長寿命化対策）

【概要】

◇本事業は、漁港施設について、施設機能を将来にわたって保全することを目的に策定された「機能保全計画」に基づいて保全工事を実施し、施設の延命化を図ります。

【整備効果】

●漁港施設の延命化
防波堤・岸壁等の長寿命化対策を行い、台風時などの避難体制の強化及び安全性の向上が図られます。

【令和5年度の整備目標】

県管理45漁港のうち16漁港において保全工事を行います。

【現状】



【対策工法イメージ】



腐食した鋼材を防食材で表面被覆し延命化